

社会福祉法人さらしなの星 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さらしなの星の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、1 回につき 5,000 円の報酬及び 3,000 円の実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を越える場合は、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営にあたった場合は、1 日につき 10,000 円の報酬及び、3,000 円の実費弁償費を支払う事ができる。

2 前項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、1 日につき 8,000 円の報酬及び、3,000 円の実費弁償費を支払う事ができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、1 日につき 8,000 円の報酬及び、3,000 円の実費弁償費を支払う事ができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を越える場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、1 日につき 8,000 円の報酬及び、3,000 円の実費弁償費を支払う事ができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を越える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、1 日につき 10,000 円の報酬及び、5,000 円の旅費を支払う事ができる。

2 旅費の実費が、支給した額を越える場合は、その実費とする。

(適用除外)

第 7 条 事業の職員を兼務する役員及び評議員（以下「常勤役員」という。）は、この規程は適用しない。

(改正)

第 8 条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 26 日から施行する。

改定経緯

平成 29 年 4 月 1 日 改定